

家具の転倒を防止する器具の 取り付けをお勧めしています！

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊や家具の転倒により多くの方が亡くなりました。

あなたの命を地震から守り、避難経路を確保するために、家具の転倒を防止する器具の取り付けが是非とも必要です。



中野区では、器具の取付工事の希望者に、耐震改修施工者（※1）を紹介します。

※1 耐震改修施工者……区による耐震改修工事に関する講習を受けた後、区長による耐震改修施工者登録証の交付を受けた方

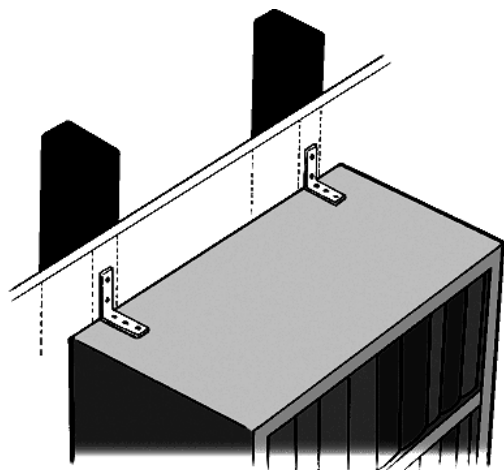
固定器具の取り付けについて

地震の揺れによって転倒する危険性のある家具（タンス、書棚、食器棚等）をL字金物や連結チェーンなどで壁・柱にネジ等で固定します。建物の構造や家具の配置状況によっては器具が取り付けられない場合があります。また、電化製品は対象外です。

器具を取り付ける際に、壁等にネジ穴等の傷がつきますので、借家住まいの方は事前に大家の承諾を得てください。引越し等による金物の撤去及び壁等の傷補修は自己負担となります。

家具転倒防止器具の取り付け以外の工事を耐震改修施工者に依頼する場合には、事前に区にご相談ください。

次のいずれかに該当する世帯の方は無料（※2）で耐震改修施工者を派遣します。



- ① 満65歳以上の方のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯
- ③ 満65歳以上の方及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯
- ④ ひとり親世帯で、家具の転倒を防止する器具の取り付けができる方がいない世帯
- ⑤ その他区長が必要と認める世帯

※2 工事費は無料、固定器具代は1万円まで無料です。対象となる固定器具は、原則、大きな地震時でも有効なL字金物等で、施工者が用意したものになります。

助成の申込方法

中野区家具転倒防止器具取付助成申込書（第1号様式・第2号様式）に必要事項を記入し、助成の対象となる世帯であることを証明できる書類の写し（※3）を添えて、区役所9階8番窓口（耐震化促進係）へ提出してください。

なお、都営住宅・区営住宅にお住まいの方は、その旨を記入してください。

※3 保険証・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳等

家具の配置も工夫をしよう

・安全な家具の配置

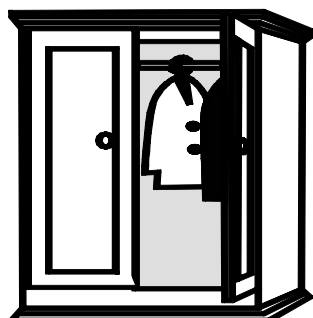
就寝する部屋では、就寝位置（特に枕元）から家具を出来るだけ離しましょう。出入口付近は、いざという時避難路を塞がれてしまうので、なるべく家具を置かないようにしましょう。

・重いものは下のほうに収納

家具を倒れにくくするためには、重いものを下に収納して重心を低くしましょう。

中野区家具転倒防止器具取付助成要綱 要綱第49号 2004年3月31日

ご質問・お申込みは必ず区役所にお電話ください。



中野区役所 9階8番窓口
建築課 耐震化促進係
TEL (3228) 5576・FAX (3228) 5471